

「子育てのまち」日本一を目指す魚沼市は、男性の育児休業取得を応援します。

男性の育児休業取得促進奨励金

仕事と家庭生活の調和を図り、男女がともに働きやすい職場環境の整備をすすめるため、市内の事業所が男性労働者に育児休業を取得させた場合及び市内在住の男性労働者が育児休業を取得した場合に、要件を満たした事業主及び男性労働者に対し奨励金を交付します。

制度の概要

1. 申請できる人

事業主	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に主たる営業所を有する事業主 ○雇用保険の適用事業主であること ○就業規則等で育児休業制度を設けていること ○市内の事業所に勤務する市内在住の男性労働者に、2歳までの子の養育のため、連続した14日以上の子の育児休業を取得させ、職場復帰後1か月以上雇用していること ○市税を滞納していないこと 	<p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 育児休業に関する就業規則等の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業主であることが確認できるもの（雇用保険適用事業所設置届の写し等） <input type="checkbox"/> 育児休業申出書の写し <input type="checkbox"/> 育児休業取得状況及び職場復帰して1か月を経過したことが確認できるもの（出勤簿の写し等）
男性労働者	<ul style="list-style-type: none"> ○市内在住で、育児休業終了後においても2年以上継続して居住する意思があること ○雇用保険の被保険者であること ○公務員でないこと ○2歳までの子の養育のため、連続した14日以上の子の育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること ○市税を滞納していないこと 	<p>《必要書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証の写し <input type="checkbox"/> 市内在住であること及びその子との関係を証明できるもの（住民票等） <input type="checkbox"/> 育児休業申出書の写し <input type="checkbox"/> 育児休業取得状況及び職場復帰して1か月を経過したことが確認できるもの（出勤簿の写し等） <input type="checkbox"/> 育児休業取得体験記（様式第3号） <input type="checkbox"/> 育児休業取得に関する報告書（事業主用）（様式第4号）

2. 対象となる育児休業
- 育児・介護休業法に規定する育児休業
 - 令和4年10月から施行された産後パパ育休
 - 事業主が就業規則等により独自に設けている育児のための休業・休暇制度

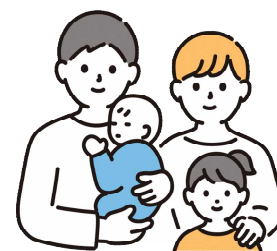
3. 交付額
- 事業主：50,000円**（1年度につき1回）
- 男性労働者：50,000円**（1子につき1回）※ただし、多胎児の場合は1回とみなします。

申請方法

- 申請書に必要書類を添付して、下記窓口に提出してください。
- 申請用紙は、企画政策課及び市ホームページから入手できます。

申請期間

交付対象となる男性労働者が職場復帰後、1か月勤務した日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日まで



申請書のダウンロードなど、詳細は市ホームページでご確認ください。
提出先・お問い合わせ 魚沼市役所総務政策部企画政策課 / ☎025-792-1425